

令和5年

第3回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和5年3月20日)

飯舘村農業委員会

令和5年第3回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和5年3月20日（月）					
招集場所	飯館村役場 第一会議室（2階）					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和5年3月20日 午後1時30分		閉会 令和5年3月20日 午後2時33分			
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 7名 欠席委員 0名 ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1番 赤石澤忠則			2番 鳴原 新一		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 渡部誉典			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和5年第3回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	
4	高橋喜一	小 宮	議案第8号—1
5	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第8号—2
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	佐藤隆男	飯樋町	
9	渡邊文夫	前田・八和木	
10	三瓶政美	大久保・外内	
11	新妻幹男	蕨 平	
12	林 吉安	白 石	
13	細杉朝雄	前 田	欠席

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 6 号
令和 5 年度飯館村標準農作業料金表(案)について
- 日程第 5 議案第 7 号
農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の
廃止について
- 日程第 6 議案第 8 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 9 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和5年第3回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 皆さん改めましてこんにちは。お彼岸に入ってますね、春の桜蔭ということで、夜と日中の寒暖差が大変厳しくてですね、身体には十分気を付けていただきたいなという風に思います。また昨年の暮れから、各地区の視察が始まったところですけども、年を越してですね、また新たに残っている地区を、視察していただければと考えておりますので、その点事務局とご相談のうえ、日程を調整して進めさせていただきたいなと思いますので、よろしくご協力の程お願いを申し上げます。また今回の議事についても、長泥地区さんのかなり大きい事業が入っておりますので、その辺も慎重審議をしていただきながら、進めさせていただければと思います。本日はどうもご苦労様です。よろしく願いいたします。

会 長) 本日の定例総会出席委員7名、定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、1番 赤石澤忠則 委員、
2番 鳴原新一 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定
します。

○日程第4 議案第6号 令和5年度飯館村標準農作業料金表(案)について
議 長) 議案第6号 令和5年度飯館村標準農作業料金表(案)について
を議題といたします。

議 長) それでは、議案第6号について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第6号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:37~13:39)

議 長) 再開します。議案第6号について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありま
せんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第6号は議案のとおり可決いたします。

○日程第5 議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積
の廃止について

議 長) 議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積
の廃止について を議題といたします。

議 長) それでは、議案第7号について、事務局より概要説明を
いたさせます。

- 事務局) それでは、議案第7号を(議案のとおり)説明します。
- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:42~13:45)
- 議 長) 再開します。議案第7号について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり廃止することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり廃止することといたします。
- 日程第6
- 議 長) 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
議案が3件あるため、順番に進めます。
- 議 長) それでは議案第8号の1について事務局より概要説明をいたさせ
ます。
- 事務局) それでは、議案第8号の1を(議案のとおり)説明します。
- 議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。
- 担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)高橋喜一 が報告します。
去る3月9日に、譲渡人及び地区担当委員2名立会の元、現地確認
させていただきました。申請農地については、譲渡人の先々代
からの申し渡しの元、譲受人が既に取得をすることとしていたと
ころですが、農地法及び登記の手続をしていなかったため、今回
の申請に至ったものであります。今回の審議において許可が下り
れば、譲受人が登記手続きをするという手筈で進んでいるよう
です。以上です。
- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:49~13:50)
- 議 長) 再開します。議案第8号の1について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第8号の1について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第8号の1は原案のとおり可決することといたします。
- 議 長) 続きまして、議案第8号の2について、事務局より概要説明をいたさせます。
事務局) それでは、議案第8号の2を(議案のとおり)説明します。
- 議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。
担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)濱名時夫 が報告します。
2月中旬に譲渡人から直接私の方に連絡がありまして、病気により治療を受けないといけない状況になったようです。そのことがあり家族で話し合った結果、生前贈与を息子にしたい、ということで、今回の申請に至ったようであります。譲渡人からは、皆様にはお手数をかけますが何卒ご審議の方お願いしたいと、本人からの要望がありましたので、申し添えます。以上です。
- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:53~13:54)
- 議 長) 再開します。議案第8号の2について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第8号の2について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第8号の2は原案のとおり可決することといたします。
- 議 長) 続きまして、議案第8号の3について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第8号の3を(議案のとおり)説明します。
議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)中川喜昭 が報告します。
現地立会の方であります。去る3月14日火曜日に設定をいたしました。当初、譲渡人、譲受人の立会の元ということで計画しておりましたが、譲渡人が14日に急遽来れないという状況になりまして、譲渡人とは前日の13日にお会いし、状況については確認をしているところでございます。翌日に、地区担当委員2名、譲受人の計3人で現地確認をさせていただきました。内容的には申請の通りでございまして、譲り受ける土地が、譲受人所有の宅地に隣接する場所の2筆ということであります。理由としては、タラの芽、フキノトウの栽培ということで、新たに行いたいという形でございます。なお、対価については、相対での協議で了解しているということであります。譲渡人からは、この内容で間違いないと確認をしております。現在譲渡人は、村外に居住しており、仕事の関係で村に顔出しをしている状況であります。今のところ、畑を活用しての営農は難しいかな、というような話もしておりました。以上よろしくお願ひいたします。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:59~14:00)

議長) 再開します。議案第8号の3について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第8号の3について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第8号の3は原案のとおり可決することといたします。

○日程第7
議長) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議長) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

議長) それでは、議案第9号について、事務局より概要説明をいたさせ

- ます。
- 事務局) それでは、議案第9号を（議案のとおり）説明します。
- 議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。
- 担当委員) 担当の（農業委員）鳴原新一 が報告します。
この案件については、11月農業委員会において審議した、農業振興地域整備計画の変更除外で取り扱った際に説明した通りでございますが、ただ今の事務局からの説明通りであります。3月14日に現地確認してまいりましたが、この案件は3月24日開催の福島県農業会議常設審議会に諮る案件であったことから、審議会の委員である南相馬市農業委員会長が出席し、また当方からは、村農業委員会長、事務局、被設定人が参加しました。地権者の方は2名おられますが、この申請地の選定については、部落の方でもこの事業受入れするかしないかも含め取り組んでおり、行政の方とも協議をしてきた経過がございます。最終的には、11月20日に行政区皆の意思を確認しながら、部落で受入れせざるを得ないということで、皆承知をした中での取組事業ということで、ご承知を願いたいと思います。そうした中で、場所選定につきましては、大熊町双葉町等の他の候補地があった中で、あえて飯舘村の長泥地区に来てくれる事業者があったということもあり、村はじめ、地元の方も賛同したと、というような経過もございましたので、一つご承認よろしく願いたいと思います。よろしく願います。
- 議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
（休議14：10～14：32）
- 議長) 再開します。議案第9号について、質疑を求めます。
（『質疑なし』の声あり）
- 議長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（『異議なし』の声あり）
- 議長) 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することといたします。

○閉会の宣告

議長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。
これで令和5年第3回飯舘村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和5年3月20日

飯舘村農業委員会	会 長	<u>菅野 啓一</u>
同	議事録署名委員 1番	<u>赤石澤 忠則</u>
同	議事録署名委員 2番	<u>鴨原 新一</u>